

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

金沢区心部まちづくり検討業務委託

2 業務の内容

別紙業務説明資料のとおり

概算業務価格（上限）は 5,500 千円（税込）です。なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

3 参加意向申出書等の提出

本要領等に基づき、プロポーザル参加の意向について、次により提出をお願いします。

(1) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式 1-1） 1 部

（共同提案の場合は、様式 1-2）

イ 参加資格確認結果通知書及び評価通知書の返信用封筒 2 枚

定型サイズ（長形 3 号 120×235 mm）の封筒を使用し、郵送先の住所、氏名、郵便番号を明記のうえ、82 円切手を貼り付けてください

ウ (6)イの参加者の要件を満足していることを確認できる資料 1 部

(2) 提出期限

平成 30 年 7 月 30 日（月）17 時（必着）

※ 持参する場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く平日の 9 時から 12 時まで及び 13 時から 17 時までの間に提出してください。

(3) 提出先

横浜市金沢区総務部区政推進課企画調整係 担当 今野、坂井

〒236-0021 横浜市金沢区泥亀 2-9-1

電話 045-788-7729

(4) 提出方法

郵送（配達記録郵便又は書留）または持参

(5) 参加資格確認結果の通知

ア 応募者の参加資格を確認し、資格の有無に関わらず参加資格確認結果通知書（様式 2）を郵送及び電子メールにてお送りいたします。なお、参加資格があることを確認できた場合には、登録番号を通知し、あわせてプロポーザル関係書類提出要請書（様式 3）を送付します。

イ 提案資格が確認されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案資格が確認されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日から起算して、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに参加意向申出書提出先まで提出して下さい。

ウ 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日から起算して、市役所開庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

(6) 参加資格

ア プロポーザル参加者（以下、「参加者」という）の構成

- (ア) 参加者は、単独の法人又は複数の法人・団体により構成される共同事業体とします。なお、共同事業体で応募する場合は、代表法人とそれ以外の共同法人・団体を決め、代表法人が参加手続を行います。
- (イ) 同一参加者が複数の提案を行うことはできません。
- (ウ) 複数の共同事業体の構成員になることはできません。
- (エ) 提案書提出以降は、原則として共同事業体の構成員の変更及び追加を行うことはできません。

イ 参加者の要件

- (ア) まちづくりの方針策定業務の実績を有すること。
- (イ) ニーズ調査、市場調査等の実績を有すること。
- (ウ) インタビュー調査及びアンケート調査の実施及び分析の実績を有すること。
- (エ) 各種統計データの調査・分析の実績を有すること。
- (オ) 参加意向申出書提出の時点で横浜市一般競争入札参加有資格者名簿へ登載されていること。（登録種目は問いません。共同事業体の場合は代表団体に本要件を適用します。）ただし、横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載されていない場合でも、参加意向申出書を提出した時点で申し込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録が完了していることを条件として、提出できることとします。

なお、名簿登載予定日が平成 30 年 9 月 1 日(土)の場合、入札参加資格審査申請にかかる送信データ及び提出書類の到着期限は平成 30 年 7 月 31 日(火)ですので、忘れずに手続きを行ってください。

入札参加資格審査申請は、次の URL から行ってください。

http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/toroku/t_index.html

4 質問書の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書（様式 4）の提出をお願いします。質問内容及び回答については、金沢区区政推進課のホームページで公表します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限

平成 30 年 8 月 13 日（月） 17 時（必着）

(2) 提出先

横浜市金沢区総務部区政推進課企画調整係 担当 今野、坂井
kz-machirule@city.yokohama.jp

(3) 提出方法

電子メール（送信形式はテキスト形式とし、質問書は添付ファイルとして Microsoft Word としてください。添付ファイルの容量は 2MB 以内としてください。）。

(4) 回答日及び方法

平成 30 年 8 月 20 日（月）以降に金沢区区政推進課のホームページ（以下の URL）に掲載します。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kanazawa/kusei/kikaku/kushinbu>

5 提案書の作成

(1) 提案書については、次の項目に関する提案を所定の様式に記入してください。

ア 提案書表紙（様式 5）

イ 参加者の概要（様式 6）

ウ 業務実施体制（様式 7）

エ 業務実績（様式 8）

オ 業務実施方針（様式 9）

(2) 用紙の大きさは A4 判縦とし、2 穴式のファイル綴としてください。ホチキス留はしないでください。

(3) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

ア 提案は、文書で簡潔に記述してください。

イ 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の活用は自由とします。

ウ 文字の大きさは注記等を除き原則として **10 ポイント以上の大きさ**としてください。

エ 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写する場合がありますので、見易さに配慮をお願いします。

6 提案書の提出

(1) 提出書類等

ア 提案書（様式 5～9）紙媒体を 2 穴式ファイルに綴じたもの 8 部

イ 提案書のデータを記録した電子媒体（CD または DVD 等） 1 部

ウ 参加者の事業概要がわかるパンフレット等の書類（任意） 8 部

※ウを提出する場合は、アの 2 穴式ファイルに綴じてください。

(2) 提出期間

平成 30 年 8 月 24 日（金）及び平成 30 年 8 月 27 日（月）の 17 時まで（必着）

※ 持参する場合は、土曜日、日曜日を除く平日の 9 時から 12 時まで及び 13 時から 17 時までの間に提出してください。

(3) 提出先

横浜市金沢区総務部区政推進課企画調整係 担当 今野、坂井

〒236-0021 横浜市金沢区泥亀 2-9-1

電話 045-788-7729

(4) 提出方法

郵送（書留郵便）または持参

※ 梱包表面には必ず朱書きで「金沢区心部まちづくり検討業務委託 プロポーザル提案書」と明記してください。

(5) その他

- ア (1)で指定した書類以外の書類については受理しません。
- イ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めています。
- ウ 提出された書類は、返却しません。
- エ 提案内容の変更は認められません。

7 ヒアリング

プロポーザルの評価は書類審査を基本としますが、必要に応じて評価委員会の協議によりヒアリングを行います。

(1) 実施日時

ヒアリングを行う場合に別途お知らせします。

(2) 実施場所（予定）

金沢区総合庁舎会議室

所在地 〒236-0021 横浜市金沢区泥亀 2-9-1

(3) 出席者

総括責任者を含む 3 名以下としてください。

8 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	金沢区第 2 入札参加資格審査 ・ 業者選定委員会	金沢区心部まちづくり検討業務委託 に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施 受託候補者の特定に関する事	プロポーザルの評価に関する事
委 員	金 沢 区 副区長（総務部長） 総務課長 福祉保健課長 高齢・障害支援課長 予算調整係長	金 沢 区 総務課長 区政推進課長 地域振興課長 福祉保健課長 都市整備局 企画課長 地域まちづくり課長

9 評価項目

提案書評価基準のとおり。

10 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

(1) 通知日

平成 30 年 9 月 21 日（金）17 時までに行います。

(2) その他

特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求め

ることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時まで提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

11 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

12 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。
なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

13 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者
- (9) 支出計画が概算業務価格の上限（5,500 千円）を超えているもの

14 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、参加者の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
契約書の作成を要します。

【参考】

- 「横浜市都市計画マスタープラン金沢区プラン『金沢区まちづくり方針』（平成 30 年 3 月改定）
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kanazawa/kusei/kikaku/master-plan/kaiteikuplan.html>
- 「データ de かなざわ 金沢区地区別データ集」（平成 29 年 12 月）
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kanazawa/chishin/chiikiryoku/data.html>
- 「人口減少等を踏まえた郊外部のまちづくり検討調査（郊外部全体の概況）」（平成 22 年 3 月）
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kikaku/plan/kougai/>
- 「横浜型コンパクトなまちづくり施策検討調査の概要」（平成 20 年度～）
<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/seisaku/toshizukuri/>